

オッカムの論証理論について

——アリストテレスの *καθόλου* と、*καθ'αυτό* の解釈をめぐって——

赤井 清 晃

I 問題の所在

「14世紀の哲学および神学の発展のためにオッカムが行なった主要な貢献は、スコラの諸教説、とりわけ、前提として受け入れられていた諸教説を、オッカムは自らの原則に従って体系的に再考した点にあり、オッカム自身の原則というのは、現実中存在するものは厳格に個別的な本性をもつこと、すべての被造物は根源的に偶有性をもつことである」と主張するド・レイクは、オッカムがアリストテレスの論証 *ἀπόδειξις* (*demonstratio*) の理論を扱う場合にも、前述のオッカム自身の2つの原則が大きな役割を演じていると断定している⁽¹⁾。ド・レイクによれば、アリストテレスの論証の理論に於いて用いられる前提命題に関する条件のうち、「普遍性 *καθόλου*」に対しては「現実中存在するものは厳格に個別的な本性をもつ」という第一の原則が、そして、「自体性 *καθ'αυτό*」に対しては「すべての被造物は根源的に偶有性をもつ」という第二の原則がそれぞれ解釈上、影響を及ぼしており、前者は、アリストテレスの「普遍性」の規定をゆるめて拡大解釈する方向にあり、後者は「自体性」の規定をせばめる方向にあることになるという (dR237)。しかし、このド・レイクの解釈には、2つの問題がある。第一の問題は、ド・レイクのアリストテレスの論証についての理解が、アリストテレスのテキストに即してそのまま承認できるものであるかどうか、という問題である。第二の問題は、ド・レイクは、はじめからアリストテレスとオッカムの差異を前提して議論を進めているために、オッカム解釈の上で論点先取を犯してはいないか、という問題である。

そこで、小論は、まず準備作業として、アリストテレス自身の論証の理論をテクス

トに基づいて明確にするように試みる。同時に、ド・レイクのアリストテレス解釈の問題点を指摘する。その際、オッカムが読んだであろうラテン訳の詮索には立ち入らず、アリストテレスについてはギリシア語テキストを主な典拠とする。その後でオッカムがアリストテレスの「普遍性」と「自体性」を論証の理論に関して、どのように扱っているかを明らかにすることを試みる。

II アリストテレス『分析論後書』I, 4

に於ける論証の前提命題の条件⁽⁴⁾

アリストテレスは『分析論後書』に於いて学知 *ἐπιστήμη* はどのようにして成立するかを問題にしている。そこで、学知が成立するための手続きとしての、論証 *ἀπόδειξις* の内容が問題となる。「論証知 *ἀποδεικτική ἐπιστήμη* に即した知の対象 *τὸ ἐπιστητόν* は必然的なもの *ἀναγκαῖον* であることになるだろう」(73^a22-3)とみなすアリストテレスは、この世界の *πρᾶγμα* (プラーグマ, 事象) を問題として、このプラーグマのうちに必然性を見出そうとする。「ソフィストのような付帯的な仕方ではなくて我々がそれぞれのことがら (プラーグマ) を端的に知っていると思うのは、そのプラーグマがその故に在るところの根拠をそのプラーグマの根拠である」と知り、かつまた、そのプラーグマが他の仕方では在りえないと知っていると思うときである」(71^b 9-12)。ここで、次の2点を確認することができる。第一に、プラーグマの根拠であるものを、そのプラーグマの根拠であると知ること。第二に、そのプラーグマが他の仕方では在りえない (という意味で) 必然的なものであることを知ることである。そうすると、このことと論証とはどのような関係にあるのかが問題になるだろう。換言すれば、論証がどのようなものであることによって、プラーグマの根拠とプラーグマの必然性が把握されるのかという問題である。

ところで、ここでいう論証とは、それをもつことによって学知が成立する推論 *συλλογισμός* であり (71^b 18-9), 「理由の推論 *συλλογισμός τοῦ διότι*」(78^b 3), 「必然的な原理 (即ち、前提命題) からの推論 *συλλογισμός ἐξ ἀναγκαίων*」(73^a 24, 74^b 5)とも言われる。「理由の推論」というのは、「理由を知ることということは、根拠を通じて知ることである」(75^a 35)と言われていることから、何故そのプラーグマが在るのかを根拠を通じて知る推論であることを意味している。また、「必然的な原理からの

推論」ということは、「真の、第一の、無中項の、結論よりもよく知られ、結論よりも前の、結論の根拠である」(71^b 20-2) 論証の原理、即ち、前提命題から行なわれる推論であることを意味している。そうすると、ブラーグマについて言われた「必然性」というのは、単に、推論の形式上の必然性を意味しているのではなくて、事柄自体の必然性を意味している。このことは、トマスが『分析論後書注解』で区別している二種類の必然性、つまり、「継起(即ち、推論)の必然性 *necessitas consequentiae*」と「結論の端的な必然性 *necessitas absoluta consequentiae*」に相当するだろう⁹⁾。『分析論後書』のアリストテレスが問題にしているのは、後者の「結論の端的な必然性」の方である。では、推論の結論の根拠であり、同時に、論証の過程の出発点となるものは何かと言えば、通常、「普遍」と訳される *καθόλου* がそれである。アリストテレスによれば、「普遍は尊い。なぜなら、それは根拠を明示するからであり」(88^a 5-6)、「普遍を把握したならば、我々はすでに論証をもっていることになるであらう」(88^a 3-4) からである。そして、論証による学知が成立するためには、この普遍は、論証の前提命題に於いて把握されていなければならないのである。

上述のような学知としての論証を構成する前提命題が備えているべき条件としてアリストテレスが挙げているのは、属性(述語)が主語に、

- ① “κατὰ παντός” (すべてについて)
- ② “καθ’αυτό” (自体的に)
- ③ “καθόλου” (全体に即して)

属するということである。「述語が主語に属する」という表現については、主語を S、述語を P という記号で表すならば、アリストテレスのテキストでは “τὸ P ὑπάρχει τῷ S” (P は S に属する) と表現されるが、これをコブラを使って書き換えれば “S est P” となる。さて、一般には、これらの条件のうち、①は「全称性」、②は「自體性」、③は「普遍性」という呼称を与えられるが、アリストテレスの挙げる例によって、それぞれを具体的に理解しておきたい。

II-1 「全称性」

①の「全称性」に関して、アリストテレスが挙げているのは「すべての<人間>に<動物(であるということ)>が属する」(すべての人間は動物である) というものである。この条件に関しては、当該の前提命題が「全称」であって「特称」ではないこ

と、アリストテレスの挙げる例が「全称肯定命題」であることに注意しておけば十分である。

II-2 「自体的性」

②の「自体的性」に関しては、4種類の「自体的性」が区別される⁽⁴⁾。その第一は主語(S)の本質の内に含まれる限りのものが述語(P)になっている場合、例えば、「三角形(S)に線(P)が自体的に属する」場合である。この場合は、主語(S)が何であるかを述べる定義のうちに述語(P)が含まれている。(73^a 34-37) 第二は、逆に、述語(P)が何であるかを述べる定義のうちに主語(S)が含まれている場合で、例えば、「線(S)に直と曲(P)が、また数(S)に奇と偶、素と合成、平方と長方(P)が自体的に属する」場合である。(73^a 37-^b 1) これら第一と第二の「自体的性」については、ほぼ同じ表現で他の箇所(I, 4, 73^b 16-18; I, 6, 74^b 7-10; I, 22, 84^a 11-17)でも言及され、挙げられる事例も数学や幾何学のものである。ピロポノスが、「それら(4つの)自体的性の意味のすべてが論証の方法に適するわけではなく、最初の2つのあり方だけが現在の目的に役立つ」⁽⁵⁾と注釈して以来、一般に、この第一と第二の「自体的性」が論証に直接関係するものとみなすことが、注釈家の間で支配的であり、ド・レイクもその例外ではない。けれども、アリストテレスの意図を正確に理解するためには、残る第三と第四の「自体的性」にも目を向けなければならない。そこで引き続きテキストを辿ると、第三に、他のどんな基体 *ὑποκείμενον* についても述語付けられることのないものが「自体的に」あるものである。例えば、「歩いているもの *τὸ βαδίζον*」は、まさに「歩くこと」をその本質とはしていないが付帯的に歩いている或る他のものについて言われる。これに対して、実体、それも「この或るもの *τὸδε τι*」を指している限りのものは、そのものとは異なるものであることはなく、まさにそれであるところのものである。(73^b 5-10) さらに第四に、それぞれのものに、そのもの自身の故に *δι'αυτό* あるものが、それに「自体的に」ある。例えば、人が喉を刺されて死んだとすれば、そしてその死は刺殺に即して起こったとすれば、刺された時偶然にその人は死んだのではなく、喉を刺されたことの故に死んだのであるから、このこと(喉を刺されたこと)は、そのこと(その死)に「自体的に」ある。(73^b 10-16)

ド・レイクが無視しているこの第四の「自体的性」は、挙げられている事例からも分

かのように、第一、第二の「自体性」のように、幾何学や数学に限らず、自然科学の対象や倫理学的対象をも覆うことのできる適用範囲の広いものであるが、それは、「そのもの自身の故に *δὲ αὐτό*」という規定が、第一、第二の「自体性」と異なり、定義命題を構成する必要がないからである。また、同じくド・レイクが言及していない第三の「自体性」は、『形而上学』に於ける実体の規定と関係している。実体は「他のどんな基体についても述語付けられず、それ自身と異なるものであることはなく、まさにそれであるところのものに他ならない」(*Metaph.* VII, 1029^a 8-9, 1030^a 3-6他)からである。そして、この第三の「自体性」こそ、プラーグマの必然性を支える根源的な「自体性」であるが故に、「それはまさにそれであるところのもの」という、言語形式上は同語反復的な必然性として表現されざるを得ないのである。我々は、これらの第三、第四の「自体性」を、単に第一、第二の「自体性」の補完的説明としてではなく、むしろ第一、第二の「自体性」を支える根源的な「自体性」として理解しておくなくてはならないのである。

II-3 「普遍性」

③の「普遍性」についてアリストテレスは「<全体に即して *καθόλου*>と私が言うのは、何であれ或るものすべてについて *κατὰ παντός*、またそれ自体に即して（自体的に）*καθ'αὐτό* かつそれ自身である限りに於いて *ἢ αὐτό* あるものである。従って、<全体に即して>ある限りのもの（普遍）は必然的にプラーグマに属していることは明らかである」(73^b 26-8)と述べ、さらに、「<それ自体に即して（自体的に）>というのと <それ自身である限りに於いて>というのと同じである。例えば、点と直は、線それ自体に即してある。というのも、線が線である限りに於いてあることだからである。また、内角の和が2直角であることは三角形が三角形である限りに於いてあることである。というのも、三角形はそれ自体に即して（自体的に）内角の和に於いて2直角に等しいからである」(73^b 28-32)という例を挙げている。ここから分かるように、③の「普遍性」という条件は、①の「全称性」と②の「自体性」という条件と排他的ではなく、むしろ累積的に、「全称性」と「自体性」を同時に備えて「普遍性」が生じるとみなされている。ただ、②の「自体性」に、新たに「それ自身である限りに於いて」という条件が同格的に付け加えられている。

ところで、アリストテレスはさらに、「二等辺三角形は、任意のどれをとっても、

2直角に等しい角をもつてはいるが、それは二等辺三角形を第一のもの $\pi\rho\acute{\omega}\tau\omicron\nu$ としてではなく、2直角に等しい角をもつという点では、三角形の方がより先である。従って、任意のどれ (S) をとつても、それを第一のものとして、それ (S) が2直角に等しい角をもつものであること (P)、またはその他の何かであることが証示されるとき、このもの (S) を第一のものとして、これ (S) の全体についてそのこと (P) がある。そしてこのものの全体について、そのもの自体に即した論証がある」(73^b 38-74^a 2) と言っている。この箇所は「全体に即して」「全体について」ということの補足的説明であるが、同時に、「第一のものとして」という重要な概念を含んでいる。次に、まずこの③の「普遍性」についてのオッカムの解釈を検討するが、この「第一のもの $\pi\rho\acute{\omega}\tau\omicron\nu$ 」が「第一の主語 *primum subiectum*」という形で、重要な役割を演じることになる。

III 「普遍性」の条件に関するオッカムの解釈

上述のようなアリストテレスの「普遍性」の条件を、「第一に真なる命題 *propositio primo vera*」とこの命題を構成する「第一の主語 *primum subiectum*」とによってオッカムは理解する。アリストテレスの「二等辺三角形」の例をあてはめれば、「内角の和が2直角である」という属性 *passio* (従って、これが述語になる) は、第一に *primo* 「二等辺三角形」に属するのではなくて「三角形」に属する。この場合、「三角形」が「第一の主語」であり、また、「第一に真なる命題」は、「すべての二等辺三角形は内角の和が2直角である」という命題ではなくて、「すべての三角形は内角の和が2直角である」という命題である。以下に、テキストに従って、「第一に真なる命題」と「第一の主語」についてオッカムが言及しているところを見てみることにする。

III-1

「第一に真なる命題」と「第一の主語」について、オッカムは次のように言う。「或る命題に於いて、(1)その命題の述語が、当の主語よりもより一般的な如何なる主語にも属さないとき、かつまた、(2)その命題の述語が、当の主語に属するのに先立って、当の主語に述語付けられない或る主語に属することがないとき、その命題は、第一に真

なる命題である」⁽⁶⁾。さらに、この後半部分(2)について、「第二の部分(2)によって、それが第一に属する或る抽象名詞の具体名詞は除外される」(OP, 1, p. 519, 21-p. 520, 22)ことが注意されている。ここで、オッカムは、論証を行なう者は、述語の「第一の主語」となるものを並意 *connotatio* 機能をもつ名辞を用いて導入するべきではない、という注意を促しているのである。例えば、「熱を与えうるもの *calefactivum*」の第一の主語は、「熱 *calor*」であって、「熱をもつもの *calidum*」ではない。これに関して、ド・レイクは「熱を与えうるものは常に熱いものであって、決して“熱”のような何らかの抽象的な存在ではない、というオッカムの確信にも拘らず」(dR235) とコメントしている。ド・レイクの言うような確信がオッカムにあったか否かはしばらくおくとしても、『論理学大全』では上述のように述べられていることが、『オルディナチオ』ではさらに、「第一の主語ではないもの *subiectum non primum*」を導入することによって、論証をする者が、並意機能をもつ名辞、つまり、「第一の主語ではないもの」を論証の中で用いることが或る場合には許されると述べている。このような論証は *demonstratio particularis* (特殊な結論を導く論証、以下 DP と略す) と呼ばれる。

III-2

この DP に関して、ド・レイクに従えば、2つの点を指摘することができる。第一の点は、オッカムは個物的存在(個物)を尊重するが故に、特にこの DP を好んで取り上げていることである。しかし、第二に、オッカムは、アリストテレスが『分析論後書』I, 24 (85^a 13-86^a 30) で、この DP の有用性を認めていることを『論理学大全』第3部の2では無視しているのは、一見すると驚きを禁じ得ないが、これは、アリストテレスが、究極的には、DP ではなく、むしろ「個物としての或る基体(主語)に内属するそのものの完全な本性(種)を犠牲にしても、その基体の普遍的な本性の側(類)の重要性を強調する」(dR236) からであって、従って、驚くにあたらないという。

第一の点は、『オルディナチオ』を念頭に置けば承認できるであろう。『論理学大全』の第3部の2(論証的推論について)に、DP への肯定的な言及を期待して読むとその期待は裏切られるからである。しかし、第二の点はどうかであろうか。確かに、『論理学大全』第3部の2では見出されないが、『オルディナチオ』に於いては、『分

析論後書』I, 24での DP の有用性に関する記述への言及が見出される (OT, 1, q. 8, p. 218)。このことは、『論理学大全』に於けるオッカムは、アリストテレスの「普遍性」の意味を、ド・レイクが言うように、ゆるめて拡大解釈していると誤解される可能性を排除するために意図的に言及を避けたのだらうということを示唆している。というのは、既に我々が見たように、『分析論後書』の論証の理論に於いて尊重される「普遍」は、アリストテレスの実体論に於いては、個物に内在する「内在形相」としての側面をもつが、オッカムはそのような形相を認めない。そして、「普遍」に関しては、著作の時期によって相違点はあるものの、オッカムにとっては、「普遍」それ自体でさえ個別的であるのだから、『論理学大全』のこの箇所では、ことさら *demonstratio universalis* (一般的な結論を導く論証, 以下 DU) と DP を対比して、「普遍」を導く DU の個性性を強調することは、『論理学大全』の読者に不要な混乱を招くこととして、避けられたのであろう。この限りに於いて、『論理学大全』に於けるオッカムは、アリストテレスに忠実であると言ってよく、ド・レイクの解釈は少なくとも『オルディナチオ』については承認されるとしか言えないだろう。

IV 「自体性」の条件に関するオッカムの解釈

オッカムは『論理学大全』第3部の2, 第7章で、「自体的に真なる命題 *propositio per se vera*」を規定している。そこでは、広義の「自体性」と狭義の「自体性」との区別が行なわれている。

或る命題が、広義で「自体的にある」と言われるのは、その命題の主語が、述語の定義の要素になるか、或はその逆の場合であり、一方よりも、それ自体に於いて上位にあるものの方が他方を規定するか、或は、一方が他方によって規定される場合 (OP, 1, p. 515, 27-p. 516, 29) である。その例としては、「すべて人は動物である」とか「すべて人は笑うことができる」という命題が挙げられる。

また、或る命題が、狭義で、「自体的にある」のは、生成・消滅するこの世の可能的な事象に関して *de possibili*, 例えば、「すべて人は動物であり得る *potest esse*」と言われる場合 (ibid., p. 516, 41-44) である。オッカムはさらに、最も狭い意味での「自体性」に言及している。これは、厳密な最も優れた論証 *demonstratio potissima* を構成するために命題がもつべき「自体性」の条件である。次に、これらを順次見て

いこう。

IV-1 広義の「自体性」

広義で、「自体的にある」と言われる命題は、我々がすでに、アリストテレスの『分析論後書』I, 4 での4種類の「自体性」としてみたもののうち、直ちに、第一と第二のものにあたる事が分かる。即ち、「一方の仕方では述語が主語の定義のうちに含まれ、もう一方の仕方では、主語が述語の定義のうちに含まれる」(ibid., p. 515, 22-4) のである。ところで、この「もう一方の仕方」の場合、オッカムは、「一方よりも、それ自体に於いて上位にあるものの方が他方を規定するか、或は、一方が他方によって規定される場合」(ibid., p. 515, 27-p. 516, 29) という説明を付け加えているが、ド・レイクによれば (dR238), この説明を付け加えることによって、「普遍性」の条件を弱めたのと同様に、「自体性」の条件をも拡張しているのだという。これは、広義の「自体性」に関する限り、アリストテレスによって第一から第四まで挙げられていた「自体性」のうち、ド・レイクは第一と第二の「自体性」しか認めていないのに、オッカムは第一、第二の「自体性」に分類できない「自体性」(つまりこれが第三、第四の「自体性」に相当する) を挙げていることが、ド・レイクをして、「オッカムは広義の自体性をアリストテレスが考えていた以上に拡張して解釈している」と言わしめた、と想像される。ここで、ド・レイクは、オッカムが『アリストテレスの範疇論への注解』(OP, 2, p. 255, 44-50)⁽⁹⁾で、並意概念を用いて、例えば、「すべて白 (いもの) は色あるものである omne album est coloratum」という命題を論証の前提命題としてふさわしいものとして支持しようとしていると解釈する。これは、個物としての「すべて白 (いもの)」を論証の命題の中に取り入れるためのオッカムの操作であり、個別性重視のオッカムの存在論がその背後にある、というド・レイクの先入観によっていると考えられる。何故なら、既に確認したように、ド・レイクは、アリストテレスの挙げる4種類の「自体性」のうちの初めの2つしか視野に入れていないが、我々が検討した第三、第四の「自体性」を考慮に入れるならば、オッカムが『アリストテレスの範疇論への注解』で挙げている「白 (いもの)」の事例は、もともとアリストテレス自身にとってもあり得る事例だからである。問題は、オッカム自身が、第三、第四の「自体性」を当該の箇所(『論理学大全』第3部の2)では、それとして取り上げていないことであろう。実際、オッカムが、書名を挙げて、『分

析論後書』の「自体性」に言及する際、第一、第二の「自体性」のみを挙げている箇所をド・レイクが言及している箇所以外にも指摘することができる¹⁰⁾。しかし、オッカムは、第三、第四の「自体性」を全く無視しているわけではなくて、例えば、〈実体〉つまり「〈本質〉に即して *per essentiam*」ということと「自体的に *per se*」ということとは同じである、という表現で第三の「自体性」が言及されている箇所 (OT, 4, p. 570, 18-19) がある。また、『自然学注解』の中では、「自体性」と「付帯性」を一般的に説明する際に、『分析論後書』の書名を挙げて、4種類の「自体性」に言及しており (OP, 5, p. 319, 57- p. 320, 102), ここでは、やはり「白 (いもの)」の事例が挙げられている。従って、オッカムは第三、第四の「自体性」をアリストテレスの分類に従って考えていたとみなすことができる。だから、ド・レイクの挙げている『アリストテレスの範疇論への注解』の事例は、はからずも『分析論後書』の当該箇所の意図に沿って解釈できるのであって、ここにオッカムの存在論を読み込む必要はないであろう。

IV-2 狭義の「自体性」

次に、狭義で「自体的である」と言われる命題は、広義の「自体性」の条件だけでなく「必然性」をも備えていなければならないとされる。ド・レイクによれば (dR237), アリストテレスとその教説に従う人々にとっては、「すべて人は動物である」や「すべて人は笑うことができる」という「自体的に」真なる命題は、必然的に真でなければならなかったが、他方、オッカムの見解では、人間の存在は付帯的で偶有性をもつものであるから、これらの命題はすべて付帯的な真理にかかわるものである、という問題にオッカムは直面せざるを得なかった。そこでオッカムは、狭義の「自体性」を、広義の「自体性」から区別したのであるが、その際、自分がアリストテレスとその忠実な注解者 (例えば、ロバート・グロステスト) たちとは袂をわかつことを十分に意識していたというのである。このことは、オッカム自身の「アリストテレスの見解にもかかわらず *quamvis secundum opinionem Aristotelis*」 (OP, 1, p. 516, 35) という但し書きから認められる。そして、「自体性」のこのような観点は、我々が見た限りのアリストテレスのテキストにはなかったものである。従って、狭義の「自体性」の導入はすべての被造物は根源的に偶有性をもつというオッカムの教説を保持するためになされたというド・レイクの解釈は、解釈として可能であろう。

IV-3 最も狭い意味での「自体的性」

最後に、或る前提命題が、最勝義に於いて「自体的」であると言われるのは、必然的な命題であるときであるが、さらに、その命題に於いては、「固有でかつ直接的な述語付け *praedicatio propria et directa*」がなければならぬとされる (*ibid.*, p. 516, 45-8)。ここで、「固有でかつ直接的な述語付け」というのは、或る命題に於いて、その述語が、現実には、自然本性上その基体であるものを主語として、その述語となっている場合を指している。オッカムがこのような条件を付け加えるのは、或る命題は「必然的」ではあるが、「自体的」ではない場合があるので、これを排除するためである。例えば、「或る動物は人間である」とか「或る動物は人間であり得る」という命題は、「必然的」ではあっても最も狭い意味では「自体的ではない」とされる (*ibid.*, p. 516, 52-3)。ド・レイクが指摘しているように (*dR239* の注7)、オッカムはここで、もはや『分析論後書』のテキストを越えて、『分析論前書』の様相の区別を導入しており、特に、例えば、もしこの命題が必然的であるならば、「すべて人は笑うことができる」(全称許容様相) (*OP*, 1, p. 518, 86) という命題が、最も狭い意味で「自体的である」と言われる。ド・レイクは、オッカムが自分の形而上学上の主張(つまり、すべての被造物は根源的に偶有性をもつという主張)を危険にさらすことを望まなかったため、このような予防手段を講じざるをえなかったと解釈している。この解釈もまた、IV-2 の狭義の「自体的性」の場合と同様、特にこれを否定するテキストがないので、受け入れる余地はあると言ってよいだろう。

V 結 論

既に示したように、ド・レイクの解釈の2つの主張のうち、オッカムはアリストテレスの「普遍性」の規定をゆるめて拡大解釈する方向にある、という点に関しては、少なくとも『論理学大全』に関してはあてはまらず、『オルディナチオ』に関して認めることができる。また、「自体的性」の条件については、『分析論後書』の当該箇所への言及に関する限り、つまり、オッカムの区別でいうところの「広義の自体的性」に関する限り、アリストテレスの意図する「自体的性」の意味は、狭められるどころか、アリストテレスの意図通りに正しく解釈されていると言える⁹⁾。しかし、オッカムが「自体的性」を広義の「自体的性」、狭義の「自体的性」そして最も狭い意味での「自体的性」

に区分したことについては、ド・レイクの言うように「オッカムは自体性の規定をせ
ばめた」と言うことができるであろう。

註

- (1) Lambert-Marie de Rijk, “Ockham’s Theory of Demonstration: His Use of Aristotle’s kath’holou and kath’hauto Requirements”, 1990, in *Die Gegenwart Ockhams* (hrsg. W. Vossenkuhl, u. R. Schönberger), 232-240. dR232。以下、本文中に dR とページ数で示す。
- (2) アリストテレスからの引用は、慣用の著作名の略号と、I. Bekker 版のページ付けで本文中に示す。ただし、『分析論後書』は著作名を略す。
- (3) Thomas Aquinas, *In Aristotelis Libros Posteriorum Analyticorum Expositio*, 1964, Marietti 版, p. 195, 124回。
- (4) 自体性の解釈については、千葉恵, 「『分析論後書』における自体性の問題」, 1981, 三田哲学会編『哲学』第73集, 1-24. に従う。
- (5) Philoponus, *In Aristotelis Analytica Posteriora Commentaria*, 1909, Berlin, p. 64, 13-15行。
- (6) OP, 1, p. 519, 5-7。オッカムからの引用は全集版 (G. de Ockham, *Opera Philosophica et Theologica*, Franciscan Institute, 1967-) の巻数, ページ数, 行数を本文中に記す。巻数の前の略号は次の通り。OP=Opera Philosophica, OT=Opera Theologica。
- (7) dR238 によれば, OP, 2, p. 225, 44-50 となっているが, これは OP, 2, p. 255, 44-50の誤記と思われる。
- (8) OP, 1, p. 140, 34- p. 141, 46 ; OT, 1, p. 178, 13-15 ; OT, 2, p. 346, 16-21 ; OT, 6, p. 316, 14-20 ; OT, 8, p. 36, 187-194。
- (9) オッカムが自説とは別に, アリストテレスのテキストを如何に正しく理解していたかということは, もっと強調されてよい。

〔哲学 研修員〕

De demonstratione apud Guillelmum de Ockham

—Circa *καθόλου* et *καθ'αυτό* Aristotelis—

Kiioaki AKAI

In hoc tractatu investigatur quomodo Guillelmus de Ockham tractaverit de doctrina Aristotelis circa postulationes principiorum demonstrationis.

Secundum opinionem Aristotelis, ad sciendum ex quibus sit demonstratio, necessarium est cognoscere tres postulationes: <de omni>, <per se> et <universale>. Horum autem secunda postulatio <per se> accipitur quattuor modis, qui recte intellecti sunt a Guillelmo de Ockham.

Lambert-Marie de Rijk vero tenet Guillelmum de Ockham habuisse duo principia: stricte individualem naturam omnium quae realiter sunt, et radicalem contingentiam omnium creaturarum. Et horum primum, secundum eius opinionem, compulit Guillelmum de Ockham ad extensionem postulationis tertiae <universale>, secundum autem principium coegit eum astringere postulationem secundam <per se>. Haec vero opinio videtur convenire partim tantum intentioni Guillelmi de Ockham. Haec enim astrictio videtur non esse de mente Guillelmi de Ockham quatenus iste terminus <per se> accipitur large. Amplius illa extensio non convenit *Summae Logicae*, quamvis conveniat *Ordinationi*.